

(様式3-1)

助成事業期間が2年間の場合は
2年目の収支予算書も併せて提出してください。

連携体代表者名

〇〇食品株式会社

収 支 予 算 書(1年目)

1 収入の部

(単位:円)

区 分	申請額	備 考
助 成 金	2,066,000	※自動計算 支出の部の助成欄の金額と一致させること。
自 己 資 金	1,344,000	※自己資金+借入金等は、 支出の部連携体負担等+租税公課の額と一致させること。
借 入 金 等		
テスト販売収入額	0	※自動計算 支出の部のテスト販売収入額欄の金額と一致させること。
合 計	3,410,000	※自動計算 支出の部全体事業費の額と一致させること

2 支出の部

(単位:円)

区 分	項 目	助成対象経費(税抜)(注1)	説 明(注2)
研究開発費	学識経験者等の専門家謝金・ 旅費(注3)(支給金額/1.10で記載)	33,000	××大学××教授謝金他1名(△△農園)
	原材料費	737,000	◎◎品他3件(〇〇食品株)
	機械装置・工具器具費(注4)	2,100,000	◇◇試作機リース料他2,000千円(〇〇食品株) ☆☆工具購入100千円(△△農園)
	委託費	50,000	△△酸味測定委託(〇〇食品株)
	産業財産権等取得費(注6)	80,000	製造方法特許申請(〇〇食品株)
	小 計(税抜)	3,000,000	※自動計算
販路開拓費 (注7)	試作品出展のための展示会等 の会場費、出展料(注8)	100,000	展示会出展小間料(〇〇食品株)
	市場調査費(注9)		
	試作品のためのパンフレット 類、ホームページ作成費等(注10)		
	小 計(税抜)	100,000	※自動計算
合 計(税抜)		3,100,000	※自動計算
租税公課(注11)(注12)		310,000	
全体事業費(税込)		3,410,000	※自動計算 助成対象経費合計+租税公課
連携体負担等		1,034,000	※自動計算 助成対象経費合計-テスト販売収入額-助成金
テスト販売収入額(注13)		0	
助 成 金(注14)		2,066,000	※自動計算 合計×2/3(テスト販売収入額は控除)

〔記載に当たっての注意事項〕

- (注1) 租税公課の欄以外は税抜価格を記載すること。
- (注2) 積算根拠等の概要を記入すること。また、各項目毎の詳細が分かる支出明細書(参考様式)を連携体構成員別で添付すること。
- (注3) 専門家謝金・旅費とは、指導・助言を受ける学識経験者等の外部専門家に対する謝金・旅費のこと。
なお、本経費についても租税公課(消費税及び地方消費税相当額)は控除しておくこと。
(ただし、源泉所得税は助成対象経費として計上可。)
- (注4) 試作開発のための購入・製造・借入費で、それらに付随する軽微な据付費を含む。
- (注5) 委託費とは、試作品開発に係る業務(加工、アサイン、試作、実験、設計、試験検査、システム開発)の外注費のことで、成果が確認できるものに
限る。
- (注6) 産業財産権等取得費とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の取得に要する外注費のこと。
- (注7) 研究開発を伴わない販路開拓費のみの申請は認めない。
- (注8) 試作品出展のための展示会等の会場費、出展料には、試作品の輸送費・旅費を含む。
- (注9) 市場調査費は、成果が確認できる外注費に限る。
- (注10) 試作品のためのパンフレット類、ホームページ作成費等は外注費に限る。
- (注11) 源泉徴収が必要な経費については必ず行うこと。(デザインなどの委託費、弁理士の報酬など)
- (注12) 研究開発費、販路開拓費の支出に伴う租税公課(消費税及び地方消費税等)のこと。ただし、源泉所得税は助成対象経費とする
- (注13) 予定しているテスト販売収入額の算出根拠資料を別紙(任意様式)で添付すること。
- (注14) テスト販売実施に伴う収入が発生した場合、当該収入を助成対象経費から控除した金額の3分の2以内で千円未満を
切り捨てた金額を記入すること。
- (その他)
- ①原則、納品書、請求書、領収書(金融機関振込控、通帳)、(外注委託等の場合は、委託契約書・報告書等)等で
確認できるものが対象となる。(実績確認時提出要)
- ②助成金交付決定日から助成事業完了日まで(最長1年以内)に発注から納品・支払の終了を現物・書類等で確認できるものが対象と
なる。
- ③助成対象経費に該当するものでも、審査等により対象外となることもある。
- ④その他詳細は助成金の募集要項を参照のこと。